

第 1 回政策評価委員会における主な意見と対応及び
令和元年度施策に関する事後評価書（案）
（修正箇所）

令和2年度第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
1	1	大塚委員	<p>・経済産業省が2030年度までに効率が悪い石炭火力を9割減らすという方針を打ち出したが、何らかの指標を立てる必要があるのではないか。</p>	<p>・御指摘の点は、エネルギーミックス全体に関わるものであり、環境省として指標を設定することは困難ですが、環境省としては、温暖化対策を所管する立場から、エネルギー起源二酸化炭素の排出量の指標により評価を継続してまいります。また、国内の非効率な石炭火力発電のフェードアウトが確実に実施されるよう、厳しく注視してまいります。</p>
1	1	大塚委員	<p>・EVやFCV車のようなCO2を排出しない次世代車のシェアについて指標をつくってはどうか。</p>	<p>・次世代車のシェアについては、環境省が単独で把握し評価する立場になく、指標を設定することは困難ですが、環境省としては、政府全体における次世代車に対する目標、例えば水素基本戦略に基づく目標等の達成に向けて、引き続き関係省庁と連携して取り組んでまいります。</p>

1	1	崎 田 委 員	・地域に根差した分散型の電源をしっかりと増やし、地域循環共生圏のエネルギーでつくるという取組がどのくらい進んでいるかが見えるような指標を検討してもいいのではないか。	・御指摘のとおり、地域循環共生圏の構築に当たっては地域に根ざした分散型電源が重要であることを踏まえ、その進捗状況が確認できる測定指標を検討してまいります。
1	1	崎 田 委 員	水素・燃料電池について、車、家のほか、電車等様々な動力に活用すべく需要を喚起していくことが重要。環境省として需要喚起を政策評価の面で盛り上げれば良いのではないか。	・水素・燃料電池の普及については主に経済産業省が担当しているところですが、環境省は、地域において、再生可能エネルギー等由来の水素について、燃料電池を含めた多様な利活用方法を実証しており、御指摘の需要喚起の観点も踏まえながら、地球温暖化対策計画や長期戦略等に基づき、引き続き取組を進めてまいります。
1	1	藤 井 委 員	・吸収源対策について、炭素貯留を含めて、農林水産省との連携でもよいが、議論がなされているのかどうかを伺いたい。	・環境省が設置・運営する温室効果ガス排出量算定方法検討会において、温室効果ガスインベントリにおける排出・吸収量の算定方法や活動量、排出係数等について毎年度検討を行っています。当検討会の下に森林等の吸収源分科会が設置され、各分野の専門家により吸収源のインベントリの改善に関する検討が行われており、平成30年度～令和元年度には、吸収源の重要課題の一つとしてバイオ炭の農業利用に伴う炭素貯留などの検討を実施しました。

1	1	三橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・石炭火力抑制について、日本のメガバンクが石炭火力に融資をストップしたこと、一部商社が石炭火力事業から撤退したこと、こういった新しい動きについて、何らかの形で言及すべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の内容を、事後評価書・目標1-1「施策の分析」欄の石炭火力の文章に加えました。
1	1	三橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・総発電に占める再エネ発電比率について、新しい指標として採用してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー関係については、環境省が直接所管をしていないため、新たな指標を設けて直接評価することは難しいと考えております。 ・なお、ご参考までに、総発電電力量に占める再エネ発電比率については、資源エネルギー庁が毎年発表しており、最新の2018年度のものについては以下 URL から御確認いただけます。 (https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200414002/20200414002.html) ・また、再エネ発電比率は、環境省が毎年発表している温室効果ガス排出量 (https://www.env.go.jp/press/files/jp/113762.pdf) においても参考データとして組み込んでおります。(15 ページ参照)

1	1	三橋委員	<p>パリ協定に基づく長期戦略について、2030年から50年までのロードマップが示されておらず具体的な時期が示されていないなど、環境省が満足いくような内容ではないと考える。環境省の温室効果ガスの大幅削減に向けて、もっと前向きな姿勢をアピールするような表現があってもよいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期戦略で掲げた「脱炭素社会」の実現に向けて、本年1月には「革新的環境イノベーション戦略」が策定されるなど、技術面についてのロードマップも整備されつつあります。 ・また、長期戦略では「これまでの延長線上にない非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を実現し、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現する」とこと及び長期的目標「の実現に向けて、大胆に施策に取り組む」こととしています。
1	1	百瀬委員	<p>・COOL CHOICE が地球温暖化対策の役に立っていて、どのような効果があったのか、数値や指標を設けて示すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE は地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を一人ひとりに促すものであり、地球温暖化対策計画において、クールビズ・ウォームビズ、カーシェアリング等の実施率を具体的指標として定め、毎年、CO2 排出削減量の状況を報告しているところです。 ・政策評価書において個別の取組に関する指標を目標とすることについては、今後予定されている地球温暖化対策計画の見直しも踏まえつつ、検討してまいります。

1	1	百瀬委員	<p>・コロナ後の新しいライフスタイルやグリーンリカバリーと、国民生活(特にサービス業や小売業)におけるCO2の発生とが、どのような関係があるかということを環境省としても予測して、もし増える予測であれば対応策を講じていくべきではないか。</p>	<p>・御指摘を踏まえ、今後行われる地球温暖化対策計画の見直しの中で、コロナ後の社会変革を見据え、CO2の発生増が見込まれる分野への対策を検討してまいります。</p>
1	1	井村委員	<p>温室効果ガスの総排出量等の達成の評価について連続して削減していながら、達成度は何も書いていない。このような状態を改善できないか。</p>	<p>・達成の評価については、年度ごとの目標値を設けていないため、目標年度である2030年度に記載する予定です。なお、排出量の傾向については、目標達成度合いの測定結果の欄の<温室効果ガス排出量>に最新の進捗状況及び要因を記載しております。</p>
1	1	井村委員	<p>環境省が独自でやれて、自分たちの努力がもっと反映するような指標があるとよいのではないか。時代、状況に応じて、基本的なものは継続しつつ、新しい施策については何か加えていくことも必要ではないか。</p>	<p>・御指摘を踏まえ、今後の政策評価やその指標の検討において参考とさせていただきます。</p>

1	1	井村委員	<p>温室効果の総排出量について、今年発表されるのは平成30年のデータ、来年は令和元年のデータであり、気になる令和2年度のデータは再来年度の予定となるため、速報的に公表することはできないのか。</p>	<p>・温室効果ガス排出量については、インベントリの算定に使用する各種統計情報等のうち、比較的早期に更新される統計情報等のみを反映させた速報値を翌年度の11～12月頃に公表するとともに、全ての統計情報等を反映させた確報値を翌々年度の4月に公表しており、2020(令和2)年度排出量の速報値は、2021年の11月～12月頃に算定・公表する予定です。今後も、正確なデータを継続的に公表できるよう努力してまいります。</p>
1	3	井村委員	<p>・適応については、観測の成果を指標化することなどを検討すべきではないか。</p>	<p>・環境省では、気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況を把握・評価する手法について、現在検討を進めているところであり、御指摘の点についてはこの結果を踏まえ検討してまいります。</p>

1	3	鷺谷委員	<p>・適応の推進には科学的知見に基づく取組が必要であり、この点を踏まえ、地域の適応計画の見直しや行政と研究機関の連携等に関し、「施策の分析」と「次期目標等への反映の方向性」で言及してはどうか。</p>	<p>・御指摘を踏まえ、施策の分析に以下のとおり追記修正を行いました。 「○適応計画等に基づき実施した施策について、指標に基づいた進捗管理や順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的知見に基づく適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。」</p> <p>・また、次期目標等への反映の方向性についても以下のとおり追記修正を行いました。 「適応計画(国は令和3年度に見直しを予定)についての、気候変動適応の進捗を図るための指標や順応的なアプローチの検討を進める。」 「適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。」</p>
4	1	崎田委員	<p>資源生産性、再生資源をもう一回資源として使うといった点についてしっかり記載できないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、事後評価書の「次期目標等への反映の方向性」に以下のとおり追記しました。 「また、上流側での取組を強化し、再生資源のより一層の利用を促進し、資源生産性の向上を図るなど、ライフサイクル全体での取組を進めていくことにより、各指標を向上させていく。」</p>
4	2	崎田委員	<p>食品ロスに関する記載をすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、目標達成に向けた今後の施策として食品ロス削減の取組について記載いたしました。小売を始めとした、食品ロスについては、食品リサイクルの達成と同様に解決すべき課題であり、小売事業者等の所管である農林水産省とともに、課題解決に取り組んでまいります。</p>

4	2	崎 田 委 員	小型家電リサイクルについて東京 2020 大会のメダルなど特徴的なものに関して記載してはどうか。	御指摘を踏まえ、小型家電リサイクルの取組については、事後評価書において「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の成果について記載いたしました。引き続き「アフターメダルプロジェクト」の推進等を通じ、小型家電の回収目標達成に向けて取り組んでまいります。
4	2	三 橋 委 員	海洋プラスチックや災害廃棄物については廃棄物リサイクル対策の推進、あるいは別に項目を作って、評価することを考える必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチックに関しては、廃棄物リサイクル対策の推進の中で、プラスチックが海に流れ出ないようにする対策を今後評価していくことについて、検討してまいります。 ・災害廃棄物に関しましては、「災害廃棄物対策指針」において再資源化の推進に取り組んでおります。市町村は、この指針に基づいて災害廃棄物処理計画を策定しており、その中で再資源化が盛り込まれております。引き続き、目標 4-8 の測定指標「市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率」の目標達成に取り組んでまいります。
4	2	大 塚 委 員	循環の部分でのプラスチックに関する資源循環戦略に挙げた指標を一つあげることが必要ではないか。	<p>(プラスチック資源循環の部分)</p> <p>御指摘を踏まえ、来年度の指標追加に向けて検討してまいります。</p>

4	2	大塚委員	海洋におけるプラスチックの浮遊の状況に関する指標を出してはどうか。	御指摘のとおり、海洋でのプラスチックの汚染状況を把握することは重要と考えており、国際的にもSDG14.1の評価指標として海洋プラスチックごみの汚染密度が議論されているところです。環境省では、漂流するマイクロプラスチックの実態を把握するためのモニタリングについて、手法が異なるためにデータの比較が困難であったものを比較可能にするガイドラインを策定しました。こうした取組を通じて世界にも貢献しつつ、国際的な議論を踏まえながら、今後指標を検討してまいります。
4	2	井村委員	コロナ等の新たな問題への対応について、適切に評価すべきではないか。	御指摘のとおり、例えば本年度のコロナ禍に伴うプラスチックごみの増加(※)など、環境変化に伴う要因が生じた場合は、今後の事後評価において要因の分析や対応策の評価を適切に実施してまいります。 (※)日本容器包装リサイクル協会の令和2年4月～7月におけるプラスチック製容器包装の市町村からの引き取り実績は、前年同時期と比較して平均7%増加している。
4	3	井村委員	・コロナによる在宅時間増大により廃棄物の増加の影響はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出状況については、大都市を対象に個別に電話等でヒアリングを実施した結果、緊急事態宣言期間中であった4月～5月の家庭系ごみの排出量については、在宅勤務や外出自粛に影響によりおおむね前年度の同時期と比較して5～10%程度の増加が見られました。他方で外出自粛等の影響により、飲食店、商業施設や宿泊施設等からの事業系ごみの排出量が減少したため、家庭系ごみと併せた市町村が処理するごみの総量は、おおむね減少傾向でした。 ・引き続き今後の動向を注視してまいります。

4	3	崎 田 委 員	・コロナによる在宅時間増大により一般廃棄物(家庭系)の増加の状況はあるか	
4	4	三 橋 委 員	・「目標達成度合いの測定結果」欄の「平成 37 年度」は令和に修正すべき。	・御指摘のとおり修正いたしました。
4	4	大 塚 委 員	・平成 30 年に中国がプラスチックの輸入を中止したことを受け、産廃リサイクルについて今後の予測はあるのか。	・現在のところ、予測にまで至ってはいませんが、今後も動向を注視してまいります。
4	5	崎 田 委 員	・不法投棄について、電子マニフェストの活用状況如何。	・不法投棄をした事業者等が電子マニフェストを使用していた場合、情報処理センターを通じた行政報告により、行政は処理状況の確認や電子マニフェストにおける虚偽記載の確認などを速やかに確認できるなど不法投棄に係る情報収集や行政処分に活用しているところです。
4	5	鷺 谷 委 員	・不法投棄の負の影響について、質的な問題を把握していれば「施策の分析」と「次期目標等への反映の方向性」に記載すべきではないか。	・令和元年度産業廃棄物不法投棄等実態調査において、不法投棄等の残存事案は平成 30 年度末時点で 2,656 件あり、うち 2,537 件については、生活環境保全上の支障等はないとの報告があることから大きな影響はないものと考えられる案件です。他方で、生活環境保全上の

			<p>支障等があると報告された 103 件については負の影響が生じているものと捉えて事後評価書に記載しております。</p> <p>・定量指標では見えてこない自然環境や水利用などにもたらす負の問題については個々の案件ごとに異なることから、御指摘を踏まえ、指標化に馴染むかを含め検討してまいります。</p>	
4	6	藤井委員	<p>・浄化槽について、指標目標未達成となっており対策を検討すべき。また、「施策の分析」欄について、合併処理浄化槽の 11 条検査受検率 60%は不正確ではないか。</p>	<p>・御指摘のとおり、目標値が未達成であり対策が必要であることから、合併処理浄化槽への転換及び 11 条検査の受検率向上等の推進のため、令和元年度に浄化槽法の改正を実施し、浄化槽の適切な維持管理及び水質の保全に向けた制度体制を整えたところです。令和2年4月1日の改正法の施行による実績を注視してまいります。</p> <p>・浄化槽の 11 条検査受検率 61%は平成 31 年度の指導普及調査に基づく数値です。直近では、H28 は 58%、H29 は 59%、H30 は 60%、R1 は 61%です。浄化槽適正普及管理率として記載の 29%に関しては、受検率に合併処理浄化槽基数/浄化槽全数を乗じたものです。</p>
6	1	井村委員	<p>・エコチル調査について、コロナの影響を考えた調査設計や調査の運用が必要なのではないか。</p>	<p>・現在、コアセンターや各ユニットセンター等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意した上で、調査を実施しております。また、調査設計等についても、コアセンターや各ユニットセンター等と連携して、検討してまいります。</p>
6	1	百瀬委員	<p>・赤ちゃんの低体重症が取り沙汰されており、エコチル調査について、化学物質による影響もそうだが、これから先 2500g 以下の子どもたちがどう育っていくかについても調査してほしい。</p>	<p>・今後のエコチル調査の分析に当たって、御意見を参考とさせていただきます。</p>

6	2	大塚委員	・排出量・移動量を徐々に減らす目標数値を設定しないのか。	・「今後の化学物質環境対策の在り方について」(令和元年6月、中央環境審議会答申)において御指摘いただいているとおり、中長期的課題として認識しております。目標値の設定は困難かと思われませんが、事業者の自主管理の努力の見える化やリスク評価の観点を踏まえた排出量等の減少に係る評価を行うための検討を今年度から開始する予定で準備を進めております。
6	2	崎田委員	・化学物質アドバイザーの派遣数の人数よりも、PRTR情報を活用して地域で学び合う場をどう作っていくかが重要ではないか。	・御指摘を踏まえ、例えば、自治体とも相談しながら、PRTR情報を活用して地域で学び合う場の創出やセミナーを開催し、そこへ講師役として化学物質アドバイザーを派遣し、派遣数の上積みを図るといったことも検討してまいります。
9	1	大塚委員	地域循環共生圏に関する指標の追加を新たに検討してはどうか。	・御指摘を踏まえ、今年度はモニタリング対象であった目標8-2(環境に配慮した地域づくりの推進)の測定指標「地域循環共生圏に取り組む地方公共団体数」を追加し、「目標達成度合いの測定結果」欄にも追記をしました。

9	2	崎 田 委 員	<p>・測定指標「環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数」について、その成果や効果を記載すべき。</p>	<p>・風力発電事業や火力発電事業等の環境大臣意見の中で、事業実施の再検討等の厳しい意見を述べたものについては、その後の計画において、その意見がどこまで反映されているかをフォローアップする等の取組を定期的実施し、状況の把握に努めています。</p>
10	2	藤 井 委 員	<p>・実証実験から次のステップに行く際に、地元の方々の対話や再生利用のタイムスケジュールを含め、丁寧に進め、様々な意見を真摯に受け止めて、常に立ち止まりながら議論していただきたい。</p>	<p>・除去土壌の再生利用の推進に当たっては、地元の皆様の御理解が重要です。現在、地元の皆様の御理解の下、実証事業を実施しているところ、再生利用の必要性や放射線に係る安全性等について、実証事業の結果等を含め丁寧な説明に努め、関係省庁と連携して取り組んでまいります。</p>
10	3	崎 田 委 員	<p>・専門家の派遣は年々減っているが、一緒になって対話の場を作っていくことも増えており、市町村の訪問回数も年間 718 回に上るなど事業としてきちんと行っている。専門家の派遣数だけで×がつくので良いのか、もう一つ新たな指標を入れるなど、政策としてしっかり進めていることが社会に伝わるようにすべき。</p>	<p>・御指摘いただいた点につきましては、今後の参考とさせていただき、より適切な測定指標を検討してまいります。</p>

(書面提出意見等)

目標	委員	意見	各部署の対応
1	1 河野委員	<p>・測定指標「吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量」について、横ばいで目標値にほど遠い状況にある。温室効果ガスの排出量が減少しているとはいえ、その排出量が十分大きいので吸収量を今後とも増加させる必要があるのではないか。</p>	<p>・御指摘のとおりと理解しております。今後、森林の高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意をしつつ、関係省庁とともに吸収源対策に取り組んでまいります。</p>
1	1 河野委員	<p>・「判断根拠」欄の第4段落の第2番目の説明文中の1行目に、「令和2年度目標値」とあるが「令和12年度目標値」の誤植ではないか。</p>	<p>・平成30年度の吸収量の数値は、気候変動枠組条約事務局へ登録している京都議定書第2約束期間(2013～2020年)における2020年度(令和2年度)の温室効果ガス削減目標のうち、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO₂以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO₂を確保するという目標と比較の上、十分上回っている旨を報告しているものです。</p> <p>・御指摘を踏まえ、測定指標に令和2年度の目標も併記いたしました。</p>

1	1	河野委員	<p>・「判断根拠」欄の第4段落の第2番目の説明文について「今後、森林の高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意」とあるが、注意だけでなく具体策をとる必要があるのではないか。例えば、植林の増加策等について記載できないか。</p>	<p>・御指摘を踏まえ、事業評価書・目標1-1「施策の分析」の吸収源対策の文に「森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進する」と追加しました。</p>
4	5	河野委員	<p>・測定指標「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数」が横ばい状況で、目標値に程遠い。「施策の分析」欄で、「引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく」と記されているが、従来防止策の延長線上の対策の強化ばかりではなく、新しい対策を考える必要があるのではないか。</p>	<p>・事後評価書の「次期目標等への反映の方向性」に以下のとおり追記しました。 「平成30年度から都道府県等において実施してきた未然防止・拡大防止対策の優良な先進的事例等について、国において情報を収集し全国的に横展開等を図ることにより対策の充実を図ってきたところで、また、未然防止対策を一層推進するため、新規手法や先端的な情報通信技術等の活用手法などの検討・確立に取り組むこととしています。」</p>
4	6	河野委員	<p>・測定指標「浄化槽適正普及管理率」について、実績値は横ばいで、目標値とはかなり離れている。対応策として「施策の分析」欄で「啓発を強化」と記されているが、この対応策で「普及管理率」が上昇するか疑問である。</p>	<p>・浄化槽適正普及管理率の向上に向けて、令和元年度に法改正を実施し、都道府県を対象に浄化槽台帳の義務付け等を行い、法定検査の受検率向上の制度を整えたところであります。これまでも着実に実績値が向上しているところではありますが、法改正の中身を現場に反映させることで、実績値のさらなる向上が見込まれます。</p>

3	2	河野委員	<p>・測定指標「新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況」について、実績値が50%台を推移している。この対応策については記されていないが、近隣住民に多大な迷惑をかけているものと思われる。新幹線運営会社に何らかの対応を求めているのか。</p>	<p>・これまで、国土交通省と連携して事業者へ指導しており、各社にて防音壁の設置等の音源対策に取り組んでいます。</p> <p>・その他、地域類型指定の適正化、及び沿線地域の土地利用対策等の推進が課題となっていることから、これらの事柄について引き続き沿線自治体への指導を行い、環境基準達成率の向上を目指します。</p>
資料6		崎田委員	<p>SDGs 推進のためのPDCAサイクルの構築について、主目標の◎、副次的目標の○を、三重丸、◎、○に区分してはどうか。例えば、再エネ支援事業の○のなかでも、エネルギーのような副次的な目標もあれば、ジェンダーのような基盤的なものもあり、強度が異なるのではないか。</p>	<p>・◎と○の違いはあくまで事業の主目的か否かを判別するために使用しているもので、副次的目標の強度の区別については、パイロットプログラムの試行を行う中で検討してまいります。</p>

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり				
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。				
達成すべき目標	令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比26%削減(平成17年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減及び今世紀後半のできるだけ早期の「脱炭素社会」実現を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	115,826	124,253	135,967	162,366
	補正予算(b)	1,000	27,000	2,600	8,000
	繰越し等(c)	▲ 5,212	▲ 30,683	11,047	
	合計(a+b+c)	111,614	120,570	149,614	
執行額(百万円)	88,048	96,940	114,743		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連提出) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年5月13日閣議決定) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月11日閣議決定、同月26日に国連提出) 日本の国が決定する貢献(NDC)(令和2年3月30日地球温暖化対策推進本部決定、翌日に国連提出) 				

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度			R元年度
温室効果ガス総排出量 (CO2換算トン)		14億800万	13億2,200万	13億500万	12億9,100万	12億4,000万	-	10億7,900万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (CO2換算トン)		12億3,500万	11億4,600万	11億2,700万	11億1,000万	10億5,900万	-	9億2,700万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン 及び一酸化二窒素の排出量 (CO2換算トン)		1億3,440万	1億3,080万	1億2,970万	1億3,030万	1億2,830万	-	1億2,350万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
代替フロン等4ガスの排出量 (CO2換算トン)		3,910万	4,520万	4,870万	5,090万	5,280万	-	2,890万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
吸収源活動により確保した温室効果 ガスの吸収量 (CO2換算トン)		-	5,670万	5,380万	5,640万	5,590万	-	4,690万 /約3,700万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
「COOL CHOICE」賛同者数 (個人)		-	-	214万	515万	664万	1,034万	600万	○
	年度ごとの目標値		-	120万	240万	420万	480万		
	達成								
「COOL CHOICE」賛同事業所数 (団体、企業、自治体)		-	-	1.1万	1.4万	9.5万	28.3万	40万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	25万		
	達成								

	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>相当程度進展あり</p>	<p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><温室効果排出量></p> <p>○平成30年度の温室効果ガス排出量は、前年度比3.9%減(5,090万トン減)、平成25年度比12.0%減(1億6,960万トン減)となった。平成26年度以降、5年連続での減少となり、排出量を算定している平成2年度以降で最少の排出量となった。この要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO2排出量の減少や、エネルギー消費量の減少(省エネ、暖冬等)により、エネルギー起源のCO2排出量が減少したこと等が挙げられる。</p> <p><温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)></p> <p>○令和12年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として令和32年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた「地球温暖化対策計画」を平成28年5月13日に閣議決定し、これに基づき、省エネの徹底及び再エネの最大限の導入等の施策を推進している。</p> <p>○総理の指示のもと、平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」による提言が平成31年4月にとりまとめられ、これに基づき、令和元年6月11日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。</p> <p>○パリ協定を踏まえ、平成27年に提出した日本の約束草案(INDC)を前提としつつ、令和2年3月に新たに「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。</p> <p><代替フロン等ガスの排出抑制></p> <p>○代替フロン等4ガスの排出量が増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(平成30年度は前年度比4.7%増)したことが原因である。</p> <p>○平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類対策WGとの合同会議において、フロン類対策のフォローアップを進め、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を取りまとめた。同報告書を踏まえた改正フロン排出抑制法が令和元年6月に公布、令和2年4月1日に施行された。</p> <p><吸収源による温室効果ガスの排出抑制></p> <p>○令和2年度(2020)年度の吸収量目標値は、気候変動枠組条約事務局へ登録している京都議定書第2約束期間(2013~2020年)における2020年度の温室効果ガス削減目標のうち、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、令和12年度は、2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案における2030年度の温室効果ガス削減目標のうち、森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源とあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。</p> <p>○平成30年度の吸収量の数値は、令和2年度目標値を十分に上回っているが、今後、森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要である。</p> <p><COOL CHOICEの賛同者数></p> <p>○COOL CHOICEの賛同者数(個人)は、「地球温暖化対策のための国民運動実施計画」で設定した目標の600万人を達成したため、同計画において設定されている目標数に到達していないCOOL CHOICEの賛同事業所数(団体・企業・自治体)を指標として追加した。令和元年度においては、新たに約19万事業所からの賛同を得て、着実にCOOL CHOICEの認知・取組を拡大している。</p>
<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】</p> <p>○2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)という目標、さらには2050年までに80%削減を目指すという長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要。</p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を適切に行う必要がある。</p> <p>○パリ協定及び日本のNDCで決定した方針を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。</p> <p>○総理の指示のもと、平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」による提言を踏まえ、長期戦略を策定した。</p> <p>○我が国の温室効果ガス削減目標に深刻な支障を来すことが懸念される石炭火力発電に関して、事業者による事業計画の断念、見直しや、日本のメガバンクが新規の石炭火力発電所へのファイナンス支援を原則行わないとし、また一部商社が新規の石炭火力発電事業の原則中止を表明していること、そして投資家等が関連資産からの投資を引き上げる、いわゆる「ダイベストメント」など、その抑制の動きがある中で、電気事業電力レビューや環境アセスメントを通じた厳しい姿勢で臨む必要がある。</p> <p>【吸収源対策】</p> <p>○我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるためには、吸収源対策に関する国内体制整備が重要である。</p> <p>○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p> <p>○関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進していく。</p> <p>【フロン類対策】</p> <p>○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率がここ10年ほど3割程度で横ばいの状況であるとともに、代替フロンの排出量が増加しているため、平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類対策WGとの合同会議において進めているフロン類対策のフォローアップにおいて、フロン類の廃棄時回収率低迷の要因の分析の向上対策の議論等を進め、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を取りまとめた。同報告書を踏まえた改正フロン排出抑制法が令和元年6月に公布、令和2年4月1日に施行された。</p> <p>【国民への普及啓発】</p> <p>○令和元年度は、省エネ家電・LED照明への買換え、省エネ住宅の購入や断熱・水回りリフォーム、公共交通機関等の環境にやさしい移動手段の利用を促すスマートムーブ等を中心に、国民への訴求を行った。また、危機意識の醸成として、2100年未来の天気予報の最新版をYouTubeで公開し、これまでに約12万回視聴されている(令和元年7月~令和2年5月末)。</p> <p>○家庭部門での4割削減の達成には、一人ひとりの地球温暖化対策に資する行動の選択(COOL CHOICE)が必要であり、国民全体への働きかけのほか、ノンステートアクター(自治体・企業・NPO等の非政府主体)との連携によるCOOL CHOICE促進が重要。</p> <p>○家庭部門での4割削減の達成には、一人ひとりの地球温暖化対策に資する行動の選択(COOL CHOICE)が必要であるが、平成30(2018)年度における家庭部門のエネルギー起源CO2排出量は2013年度比20.3%の削減となっているほか、「家庭部門のCO2排出実態統計調査(平成30年度)」によれば、冷蔵庫の最新機器への買換えや白熱電球・蛍光灯からLED照明への買換えが進んでいることが報告されており、家庭部門における取組は着実に進展している。家庭部門4割削減の達成に向け、引き続き国民全体への働きかけのほか、ノンステートアクター(自治体・企業・NPO等の非政府主体)との連携によるCOOL CHOICE促進により国民生活の更なる脱炭素化を目指す。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】 <施策> ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の提言を踏まえた長期戦略(令和元年6月11日閣議決定済み)に基づき、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現していく。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【吸収源対策】 <施策> ○令和2年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。 ○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内算定体制の検討を行う。 ○さらに、パリ協定の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【フロン類対策】 <施策> ○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○フロン類の廃棄時回収率について、10年以上3割台で低迷しているところ、地球温暖化対策計画に定める令和2年50%(目安)、令和12年70%の目標達成に向け、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議においてとりまとめられた「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を踏まえ、改正フロン排出抑制法が令和元年6月に公布、令和2年4月1日に施行された。この改正フロン排出抑制法の着実な運用を含め、廃棄時回収率向上に向けた抜本的な対策を推進する。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【国民への普及啓発】 <施策> ○地球温暖化は待たなしの課題であるという危機意識を共有するとともに、室内温度の適切な設定、省エネ家電・LED照明・エコカーへの買換え、エコドライブ等の地球温暖化対策に資する行動に結びつける。 <測定指標> ○これまで国民の具体的な省エネ行動(エコドライブ実施率等)をCO2排出削減の政策評価指標の目標とすることについての検討を進めてきたところ。引き続きCO2削減効果算出方法等の検討を進め、その結果等を踏まえ、現在関係省庁とともに検討を進めている地球温暖化対策計画の見直しにおいて、同計画中の「国民の努力の評価方法」の見直しを行うとともに、計画の変更にあわせて測定指標についても変更する。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の進捗状況の点検の議論を行った。 ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会において長期戦略に関する基本的考え方について議論を行い、提言をとりまとめた。 ○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法の改善について議論を行った。 ○中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」をとりまとめた。同報告書を踏まえた改正フロン排出抑制法が令和元年6月に公布、令和2年4月1日に施行された。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p style="text-align: center;">△</p>
----------------------------------	--------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 脱炭素社会移行推進室 フロン対策室 脱炭素化イノベーション 研究調査室 脱炭素ライフスタイル推 進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>坂口芳輝 倉谷英和 中島恵理 菊池圭一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	---	-------------------------------------	---	-----------------	---------------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-6)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進				
施策の概要	気候変動適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。				
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	予算の状況(百万円)	702	850	865	850
	当初予算(a)	702	850	865	850
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	702	850	865		
執行額(百万円)	683	838	787		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応計画(平成30年11月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) 				

測定指標	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	△
		-	-	-	-	14	31	67	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	△
		-	-	-	-	4	14	47	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	-
		-	適応計画策定	適応計画のフォローアップ方法の検討	適応計画のフォローアップの試行	気候変動適応法施行及び、法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響報告書の素案作成	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	○	
	-	-	6	8	8	10	10		
	年度ごとの目標値	-	-	6	6	10	-	-	

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○第2次気候変動影響評価(2020年目途)に向けて、5つの分野別WGにおいて第1次気候変動影響評価以降の適応に関する科学的知見収集を行い、原稿案の作成を開始した。 ○気候変動適応計画等に基づき2018年度に実施した適応策についてフォローアップを行った。 ○2019年11月に気候変動適応推進会議を開催し、構成員に新たに防衛省を加えるとともに、「気候変動適応計画の平成30年度施策フォローアップ報告書」を取りまとめ、公表した。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和元年度気候変動適応策のPDCA手法確立調査事業」を実施し、検討委員会を立ち上げた。</p> <p>【地域における適応の推進】 地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行った。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和元年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を立ち上げ、茨城県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の5県で実施した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の地方公共団体、国の地方支分部局、研究機関等の参加の下情報交換等を行った。</p> <p>【国際協力】 気候変動適応法第18条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○10か国において、各国政府関係者と協議し、NAPプロセス実施(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を立ち上げた。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>○適応計画に記載された2020年を目途とした第2次気候変動影響評価へつなげていくため、適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していく必要がある。 ○適応計画等に基づき実施した施策について、指標に基づいた進捗管理を行う必要がある。や順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的知見に基づく適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価に向けて知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業はNAPプロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進する必要がある。 ○AP-PLATはコンテンツを充実させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、気候変動により激甚化する気象災害に対してリスク情報を整備する必要がある。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ○令和3年度に見直しを予定している気候変動適応計画で使用する、気候変動適応の進捗を図るための指標について検討を進める。 ○適応計画(国は令和3年度に見直しを予定)についての、気候変動適応の進捗を図るための指標や順応的なアプローチの検討を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まる懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】 ○これまで「気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数」としていた指標を、気候変動適応法の施行に伴い ・気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数 ・気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを設置確保した都道府県数 と修正した。今後は施策の進捗に併せて随時指標を見直ししていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、執筆を開始した第2次気候変動影響評価報告書の確認を行った。</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。</p> <p>○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価のあり方について、学識経験者等からなる「気候変動及びその影響の観測・監視の推進検討チーム」、「気候変動予測及び影響評価の検討チーム」を設置し、気候変動影響の観測・監視、気候変動予測及び影響評価のあり方等について検討を行った。</p> <p>○第2次気候変動影響評価に向け、最新の知見を収集分析するため、5つのWG(「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源、自然災害・沿岸域」、「自然生態系」、「健康」、「産業・経済活動、国民生活・都市生活」)を立ち上げ、最新の知見収集、分析を行った。</p> <p>○地域適応コンソーシアム事業では、全国運営委員会、各地域協議会及び5つの分野別作業部会(防災分野、健康分野、水産分野、農業分野、自然生態系分野)において、各分野の有識者を招聘し、気候変動影響に関する調査に対し科学的な助言がなされた。</p> <p>○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行うため、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」を立ち上げ、助言を受けた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p></p>
----------------------------------	---------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>高橋一彰</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	-------------	-----------------	---------------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-⑬)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	634	673	735	722
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲ 108	108	-	-
	合計(a+b+c)	526	781	735	-	
執行額(百万円)	471	747	632	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		H12年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	
資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	H12年度	24.8	38.2	39.7	39.3	-	-	49.0	△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	
人口側の循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	H12年度	10.0	15.6	15.4	14.9	-	-	18.0	△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	
出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	H12年度	35.8	44.4	43.5	43.3	-	-	47.0	△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
廃棄物最終処分量(百万トン)	H12年度	56.0	14.3	13.9	13.6	-	-	13.0	○
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	
焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額(一般社団法人日本産業機械工業会のごみ処理装置の輸出額を想定)(百万円)	H27年度	6,000	6,021	13,791	27,823	6,267	-	12,000	△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向となっている。また、人口側及び出口側の循環利用率も横ばいとなっている。廃棄物最終処分量は目標値に向けて年々減少している。また、我が国循環産業の海外展開に向けて、発展途上国との協力覚書等に基づく協力関係の構築を進めるとともに、アジア太平洋3R推進フォーラム等を通じて、着実にアジア各国等における3Rの取組を推進しており、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も増加傾向を示しているため。
	施策の分析	資源生産性については、2010年以降横ばい傾向であるが、2015年度には再度、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少し、2017年度には土木・建築需要の高まりによって増加に転じている。資源生産性を向上させるためには、引き続き、持続可能な成長を実現しつつ、化石燃料の消費量の削減など上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことが必要である。 循環利用率については、長期的な循環利用率の増加の一方で、近年は非金属鉱物系の循環利用量の減少によって、人口側の循環利用率も出口側の循環利用率も減少傾向となっている。非金属鉱物系の循環資源の用途は建設資材等に限定されていることから、発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれる。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>G7やG20等における国際的な資源効率性に関する議論や、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画（UNEP）国際資源パネル（IRP）やOECDの報告書等の国際動向を十分に踏まえつつ、次期循環型社会形成推進基本計画における目標・指標の検討を継続する。また、上流側での取組を強化し、再生資源のより一層の利用を促進し、資源生産性の向上を図るなど、ライフサイクル全体での取組を進めていくことにより、各指標を向上させていく。 また、3Rイニシアティブやインフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）に基づき、我が国循環産業の海外展開の更なる促進を図り、焼却施設やリサイクル設備等の年間輸出货量（総額）を拡大させていく。</p>				
<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。 ・循環型社会形成施策について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて第四次循環型社会形成推進基本計画の点検を策定した。 				
<p>政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報</p>	<p>第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定） 一般社団法人日本産業機械工業会 統計資料</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>環境再生・資源循環局 総務課循環型社会推 進室</p>	<p>作成責任者名 （※記入は任意）</p>	<p>平尾 禎秀（循環型 社会推進室長）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-⑭)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	355	387	569	592
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	355	387	569	
	執行額(百万円)	455	379	525		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018 第2章力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 7. 安全で安心な暮らしの実現 (2)資源・エネルギー、環境対策 ②環境対策					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R6年度	△
		年度ごとの計画値	「別紙のとおり」						
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H30年度	○
		年度ごとの目標値	「別紙のとおり」						
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R6年度	△
		年度ごとの目標値	「別紙のとおり」						
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H30年度	○
		年度ごとの目標値	「別紙のとおり」						
	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	各年度	○
		年度ごとの目標値	「別紙のとおり」						
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H30年度	△	
	年度ごとの目標値	「別紙のとおり」							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) ○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、プラスチック製容器包装、その他の色のガラス製容器は近年横ばいで、ペットボトルが増加傾向となっている。 ○家電リサイクル法については、平成30年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成30年度は59.7%となっており、回収率目標である56%を上回った。 ○食品リサイクル法については、再生利用等実施率について、食品製造業では平成25年度から継続して達成されており、食品小売業、食品卸売業及び外食産業でも着実に増加している。 ○建設リサイクル法については、国交省の実態調査結果によると、平成30年度の特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率は96.2%であり、目標値(95.0%)を達成している。 ○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 ○小型家電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成27年度に6万7千トン、平成28年度に6万8千トン、平成29年度に7万8千トン、平成30年度は10万4百トンと着実に増加している。特に、平成29、30年度の東京2020大会組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通じて、小型家電リサイクル制度のPRを積極的に行った結果、回収量が制度開始後初となる10万トンに到達。
	施策の分析	○各種リサイクル法で定める指標の達成に向けて、自治体やリサイクラー等に必要な調査・支援を実施。 ○各種リサイクル制度において、施策の実施により指標の達成や実績値の向上など着実な成果が見られる。 ○指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。

次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル制度の推進等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 小型家電リサイクルについては、メダルプロジェクトの機運を活用した「アフターメダルプロジェクト」を通じ、小型家電の回収量目標達成に向けて引き続き取組を進めてまいりたい。 食品リサイクルについては、食品ロス削減推進法基本方針も踏まえ、2030年食品ロスの半減目標達成に向け、自治体の取組支援及び消費者の行動変容を促す取組を引き続き推進してまいりたい。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法の検討・評価を実施し、一部の測定指標を見直した。 更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</p> <p>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</p> <p>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</p> <p>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</p> <p>○産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ(第7回) 中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び 使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第20回)資料3</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	平尾 禎秀(リサイクル推進室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------------	--------------------	------------------	----------	--------

指標

測定指		指標									
		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]									
年度ごとの目標値		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	目標年度	目標値	
指標1	ア	年度ごとの計画値	781	779	771	770	769	708	702	R6年度	689 (計画値)
		年度ごとの実績値	788	766	745	717					
	イ	年度ごとの計画値	136	136	112	114	115	100	101		102 (計画値)
		年度ごとの実績値	80	77	74	76					
ウ	年度ごとの計画値	305	306	292	291	290	312	313	317 (計画値)		
	年度ごとの実績値	293	298	302	318						
エ	年度ごとの計画値	763	770	745	751	759	726	726	726 (計画値)		
	年度ごとの実績値	746	739	741	741						
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	56	-	-	-	H30年度	56
		年度ごとの実績値	52.2	50.7	53.4	59.7					
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	95	95	R6年度	95
		年度ごとの実績値	95	95	95	-					
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	75	75	75		75
		年度ごとの実績値	60	65	67	-					
ウ	年度ごとの目標値	55	55	55	55	60	60	60	60		
	年度ごとの実績値	47	49	51	-						
エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	50	50	50		
	年度ごとの実績値	23	23	32	-						
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	95	-	-	-	H30年度	95
		年度ごとの実績値	-	-	-	96.2					
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70	各年度	50(～平成26年度)
		年度ごとの実績値	96.5～98.8	97.3～98.7	97.9～98.9	97.1～98.7					70(平成27年度～)
イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85	85	85	
	年度ごとの実績値	93～94	93～94	94	94						
指標6	-	年度ごとの目標値	-	-	-	14	14	14	14	平成30年度 ※令和2年5月(予定)の 審議会の結 論を踏まえ て年度を更 新予定	14
		年度ごとの実績値	6.69	6.79	7.83	10.04					(計画値)

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-16)

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	7,700	8,216	7,105	6,409
		補正予算(b)	2,710	2,232	-	-
		繰越し等(c)	▲ 857	▲ 679	-	-
		合計(a+b+c)	9,553	9,769	7,109	-
	執行額(百万円)	9,705	9,605	6,506	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		379	391	387	384	-	-	390	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	△
		55	53	53	52	-	-	56	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
	産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		13	10	10	10	-	-	13	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
	PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理(台)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	-
		-	256,191	283,358	312,854	337,056	-	332,000	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
	PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	-
		-	4,621	6,451	8,261	10,134	-	11,000	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
電子マニフェストの普及率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度	-	
	-	42	47	53	58	63	70		
年度ごとの目標		-	50	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・産業廃棄物の最終処分量は、前倒しで目標を達成した。排出量、リサイクルはわずかに目標に届いていないものの、達成する見込みである。 ・PCB廃棄物に関しては、平成37令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。
	施策の分析	・がれき類や鋳さい、ばいじん等の主要なリサイクル用途は建設資材等に集中していることから、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性がある。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要がある。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 【測定指標】 ・平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更したことに伴い、平成28年度以降の測定指標を見直した。 ・更なる産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等				
担当部局名	環境再生・資源循環 局廃棄物規制課	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一 (廃棄物規制課長)	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-⑪)

施策名	目標4-5廃棄物の不法投棄の防止等				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制の推進 				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	574	651	666	1,376
	補正予算(b)	901	1,144	-	-
	繰越し等(c)	92	▲ 27	-	-
	合計(a+b+c)	1,567	1,768	1,680	-
執行額(百万円)	1,575	1,549	1,375	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・未来投資戦略2017 				

測定指標	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
		90	100	95	103	103	-	50	
	年度ごとの目標値		91	81	72	63	56		
	特定支障除去等事業の件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R4年度	○
		-	13	12	12	12	12	0	
	年度ごとの目標		13	13	12	12	12		
	産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
		143	143	131	163	155	-	100	
	年度ごとの目標値		131	122	115	109	104		
	パーゼル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	3	0	1	0	2	4	
	年度ごとの目標値		1	0	2	0	2		
	パーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
9		20	6	2	7	14	4		
年度ごとの目標値		-	8	4	4	4			
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○	
	-	0	0	0	0	0	0		
年度ごとの目標値		0	0	0	0	0			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数は目標値には届かなかったものの、年々減少傾向にある。クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は減少しているものの、不法投棄の新規発見件数は近年横ばいで推移しており、未だ撲滅には至っていないことから、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく必要がある。 ・また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされたところ。 ・廃棄物等の越境移動の適正化の推進については、年々、輸入国からの通報が年々減少している一方、令和元年度は昨今のプラスチック海洋汚染に端を発する国際課題に関連し、プラスチック関連の通報が目立つことから、引き続き、税関が実施する輸出貨物検査の立会いや未然防止の対策を図っていくこととする。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現、有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現、廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現のために、今後も不断の取組が必要である。 ・平成30年度から都道府県等において実施してきた未然防止・拡大防止対策の優良な先進的事例等について、国において情報を収集し全国的に横展開等を図ることにより対策の充実を図ってきたところ。また、未然防止対策を一層推進するため、新規手法や先端的な情報通信技術等の活用手法などの検討・確立に取り組むこととしている。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要指標である、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数については、前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定し取組を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度産業廃棄物不法投棄等実態調査(平成30年度実績) ・支障除去等に対する支援に関する検討報告書
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一 (廃棄物規制課長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------	--------------------	--------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-18)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	129	64	71	77
		補正予算(b)	0	60	70	0
		繰越し等(c)	0	▲60	▲10	
		合計(a+b+c)	129	64	131	
執行額(百万円)	115	64	131			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	浄化槽適正普及管理率(%) = 合併浄化槽基数×11条検査率 (合併)/浄化槽全数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	
	年度ごとの目標値		27	28	29	29	-	41	×

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 平成30年度の目標40%に対して、平成30年度の実績値は29%である。また、ここ数年の実績値は微増のため、現状のままでは令和元年度の目標値41%を達成することは困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の普及率だけでなく、適切な管理をなされている浄化槽の状況を把握するために本測定指標を定めているところである。しかし、この測定指標の基となる全浄化槽中に占める合併処理浄化槽の普及率は48%(H30)→50%(R1)、合併処理浄化槽の11条検査受検率は60%(H30)→61%(R1)とともに年間1~2%ずつの微増となっており、大幅に改善しているとは言えない。浄化槽適正普及管理率の向上に向けて、令和元年度に法改正を実施し、公共浄化槽制度の創設や都道府県への浄化槽台帳の義務付け等、浄化槽の適正な維持管理や合併処理浄化槽への転換等のための制度体制を整えたところである。今後、法改正の内容を現場へ反映することで、11条k検査の受検率向上等、浄化槽の適正管理や汚水処理普及率の増加を促し、水環境の保全を実現させる。今後、浄化槽の適正管理や汚水処理普及率の増加を促し、水環境を保全するためにも、合併処理浄化槽への転換施策の一層の充実と、11条検査受検率向上についての啓発を強化する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点的に転換を実施する。 【測定指標】 現状の測定指標は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び維持管理の適正化の両方を把握することができる。この他ふさわしい指標がある場合は見直しを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24~30年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年~31年度の浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	相澤 寛史(浄化槽推進室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------------------	--------------------	----------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-30)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	11,633	9,451	14,553	24,263
	補正予算(b)	-	21,000	-	
	繰越し等(c)	△592	1,464	18,051	
	合計(a+b+c)	11,041	31,915	32,604	
執行額(百万円)	5,754	9,439	16,770		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」				

測定指標	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R12年度	○
		-	97.4	99.3	100.0	100.0	100.0	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R12年度	×
		-	-	1.6	11.4	22.9	34.2	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	地域循環共生圏に取り組む地方公共団体数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	○
-		-	-	-	-	87	100		
年度ごとの目標		-	-	-	-	20	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・区域施策編の策定義務団体の策定率は100%となっているが、今後、平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・下記施行状況調査によると、事務事業編は67.4%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であることから、施策のさらなる推進により目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しているが、取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和元年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	松田 尚之	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------------	--------------------	-------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-④)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講ずることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	535	639	633	547
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	535	639	633	-
執行額(百万円)	468	552	468	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定) 海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)					

測定指標	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	395(123)	447(123)	497(123)	534(123)	600(123)	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	283	357	423	489	557	-	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	風力発電の迅速化による審査日数(累積平均)[日]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
-		409	412	433	459	465	465	○	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 風力発電所等の案件が増加したが、環境保全のため適切に環境大臣意見を提出。また、環境影響評価法の審査手続の迅速化についても、審査期間の短縮に努めた結果、法の対象案件について、迅速化を実現。
	施策の分析	・インターネットの活用や研修の開催等による情報提供の場の整備、環境省における審査体制の強化、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法の開発、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討等を行い、環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。 ・風力発電の迅速化については、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ検証を行い、国等による審査期間の短縮、事業者による調査期間の短縮のための国の取組は、一定の成果を上げていると評価した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境影響評価制度等を通じた、事業活動に係る環境保全上の適切な配慮を確保するため、引き続き施策を総合的に進めていく。 【測定指標】 令和元年度から国内で洋上風力発電が本格化した。陸上風力発電に比べて相当程度事業規模が大きいことを踏まえつつ、引き続き、同じ測定指標により、手続・審査の状況を検証し評価していく。 風力発電事業や火力発電事業等の環境大臣意見の中で、事業実施の再検討等の厳しい意見を述べたものについては、その後の計画において、その意見がどこまで反映されているかをフォローアップする等の取組を定期的実施し、状況の把握に努めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	堀上 勝	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	--------------------	------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-④)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発				
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。				
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	11,684	11,936	13,725	18,167
	補正予算(b)	866	-	516	-
	繰越し等(c)	55	48	31	
	合計(a+b+c)	12,605	11,984	14,272	
執行額(百万円)	12,134	11,174	13,293		
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第5期科学技術基本計画「第1章(3), (4)」(平成28年1月22日閣議決定)				

測定指標	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	各年度	
		-	29/55 (52.7%)	27/42 (64.3%)	35/58 (60.3%)	41/50 (82.0%)	46/53 (86.8%)	60%以上	
	年度ごとの目標値	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上			
	環境技術実証事業における実証技術数(単位:件) ※平成28年度までは(実証技術分野数)×4件、平成29年度からは20件	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
H20年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×	
87		18	15	14	10	13	20		
年度ごとの目標		32	36	20	20	20			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・環境研究総合推進費は目標値を達成した。 ・環境技術実証事業は、従来からの実証対象技術の一部がJIS化され、本事業の対象外となったこと等により、実証件数は目標には及ばなかった。しかしながら、通算では648-649技術を実証しており、世界トップレベルの実績を有している。
	施策の分析	環境研究総合推進費については、研究管理強化等の運用改善に努め、H28年度以降は継続して目標値を達成している。環境技術実証事業については、行政事業レビューの公開プロセスを受けてH31年度(R1年度)より、対象技術の範囲を拡大し、事業スキームも大きく変更したところであるが、新規分野の技術申請が増えたことにより、技術実証を行う第三者機関の申請が無い等により実証に至らなかった事例があり、目標件数に及ばなかった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境研究総合推進費については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和元年5月環境大臣決定)において、今後5年間で取り組むべき重点課題の設定等が行われたことや、外部有識者からの評価・提言を踏まえ、引き続き運用改善を図る。 また、環境技術実証事業については、事業スキームの改善等について検討し、目標の達成を図る。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、引き続き策定目標の達成に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	環境研究総合推進費事業における研究・技術開発課題については、環境研究企画委員会の研究部会等により事前・中間・事後評価を実施し、環境研究企画委員会が、研究部会ごとの研究評価結果を基に総合的な検討を行った上で、最終的な評価結果を取りまとめ、研究者に開示している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境研究総合推進費: 中間・事後評価の結果 http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html ・環境技術実証事業: これまでの実証成果(実証済み技術一覧) http://www.env.go.jp/policy/etv/verified/index.html#01
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房総合政策課 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	曾宮 和夫	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------------	--------------------	-------	----------	--------